平成２８年（フ）第１４３号
大阪府貝塚市浦田100番地エバンタイユ22―201号、前住所大阪府貝塚市二色４丁目４番13号
債務者　園田　　梓
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１５３号
大阪府貝塚市橋本106番地４－４棟201号、前住所大阪府阪南市光陽台３丁目９番７号
債務者　四宮　進助
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１５６号
大阪府泉大津市東助松町１丁目14番９号
債務者　小林　悦子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１６２号
大阪府和泉市鶴山台３丁目５番84―208号
債務者　田中　哲男
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１６８号
大阪府泉佐野市高松北１丁目９番９号
債務者　井上　良重
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第８７号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪611番地の１
債務者　新井エドアルドこと　ゴメス　エドアルド　アライ
1　決定年月日時　平成28年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１０５号
静岡県浜松市東区北島町360番地の１　マンションアカンサスⅡ　105、前住所静岡県浜松市東区天王町1268番地の１　もも203
債務者　髙田　文子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２５３９号
東京都江東区東砂４丁目20―10　宮本荘２Ｅ
債務者　東海林祥子（旧姓勝倉）
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５６７号
東京都豊島区西池袋４丁目２－２―507
債務者　丸山　晋弥
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５７２号
東京都西東京市泉町６丁目２－８―307
債務者　鈴木　智之
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５７４号
千葉県白井市根1808―３
債務者　石垣　満昭
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５８３号
東京都文京区本駒込５丁目21―５―803
債務者　川尻　辰男
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５８４号
東京都葛飾区東新小岩７丁目７－１―608
債務者　石郷小百合（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５８５号
東京都世田谷区上祖師谷４丁目37―11―202
債務者　内田　陽子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４７２号
大阪市旭区太子橋１丁目24番17号　太子橋ハイツ107
債務者　北村　麻由
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４７８号
大阪府門真市千石西町３番21―202号
債務者　那須　一美
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部